



非自発的失業者の 軽減制度が始まりました！



● 制度のねらい

平成 22 年 4 月から、倒産・リストラなどにより、失業（離職）した『非自発的失業者』について、在職中と同程度の負担で医療保険に加入できるようにするため、国民健康保険税などの負担軽減措置を行うものです。

● 制度の概要

解雇や倒産・リストラなどの会社都合により離職を余儀なくされた非自発的失業者（雇用保険の特定受給資格者や正当な理由のある自己都合により離職した特定理由離職者）について、離職日の翌日の属する月から、その翌年度末までの間、国民健康保険税の計算、高額療養費などの所得区分判定において、該当者の給与所得を 30 / 100 として算定するものです。

● 軽減措置適用の条件

軽減措置は、次のすべての要件を満たしている人に限り適用となります。要件に該当する場合、もれなく申請してください。

- ◆ 国民健康保険の加入者であること。
- ◆ 離職時点で 65 歳未満であること。
- ◆ 雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、次の離職理由、離職理由コードに該当すること。
※雇用保険の手続きについては、ハローワーク上益城出張所（☎ 282-0077）までお尋ねください。

離職区分	離職理由コード	離職理由の例示
特定受給資格者	1 1	解雇
	1 2	天災等に起因する事業継続不能となったことによる解雇
	2 1	雇い止め（雇用期間 3 年以上、雇い止め通知あり）
	2 2	雇い止め（雇用期間 3 年未満、契約更新明示あり）
	3 1	事業主の働きかけによる正当理由のある自己都合退職
	3 2	事業所移転に伴う正当理由のある自己都合退職
特定理由離職者	2 3	期間満了（雇用期間 3 年未満、契約更新明示なし）
	3 3	正当理由のある自己都合退職
	3 4	正当理由のある自己都合退職（被保険者期間 12 か月未満）

- ◆ 離職日が平成 21 年 3 月 31 日以降であること。
- ◆ 益城町の国民健康保険特例対象被保険者等（非自発的失業者）に係る申告書及び雇用保険受給資格者証（写し）の提出があること。

● 注意 必要書類をご提出いただくことにより、適用されるものであり、自動的に適用されるものではありません（平成 22 年 3 月 30 日以前の離職者については、平成 22 年度のみ適用）。

問い合わせ先

- | | | |
|-----------------------|----------|--------------|
| ・ 国民健康保険税の課税や軽減に関すること | 税務課住民税係 | 内線 141 |
| ・ 非自発的失業者申告書の提出に関すること | 保険課国保年金係 | 内線 121 ~ 123 |